有松（ありまつ）
歴史まちづくりニュース 号外

発行：名古屋市観光文化交流局歴史まちづくり推進室　Tel.052-972-2782　発行日：平成28年6月

有松の町並みが重伝建選定へ

有松の町並みが平成28年5月20日、国の文化審議会から「重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）」に選定される旨の答申を受けました。

今後、国による告示を経て正式に重要伝統的建造物群保存地区として選定される見込みです。

西町の町並み

中町の町並み

東町の町並み

重要伝統的建造物群保存地区の名称等

名称	名古屋市有松伝統的建造物群保存地区
所在地	名古屋市緑区有松の一部
面積	約7.3ha
選定基準	伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの

文化庁発表　特徴・評価（要旨）

名古屋市有松伝統的建造物群保存地区は、慶長13年（1608）の尾張藩の移住奨励による集落の成立から現在まで、絞り染め（有松絞）を産業として継続し、東海道の旧の幅を残しながら、意匠に優れた主屋や土蔵を有する絞商の豪壮な屋敷構えと、諸職の町家が混在して建ち並ぶ特色ある歴史的風致を良く伝え、我が国にとって価値が高い。

大都市における街道沿いの町並みとしては初、東海道沿いの町並みとしては関宿（三重県亀山市）に次ぐ選定となります。

有松町並み相談会が設立されました

地域住民及び地元商工業者が主体となって有松の町並みづくりに取り組んでいくため、有松学区や地元各種団体の推薦者によって構成される「有松町並み相談会」が平成28年4月18日に設立されました。

相談会の開催は月１回（第３月曜）を基本とし、有松町並み保存地区内のすべての建築行為の事前相談を行うなどの取り組みを進めていくこととなりました。

相談会の様子

「有松町並み相談会」の相談・協議の対象となる建築行為等の例

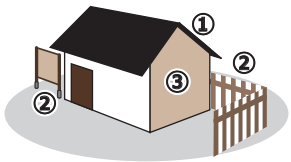

①建築物の建築
②工作物の建設
（柵や看板の設置など）
③建築物や工作物の
外観の変更
（外壁の塗替えなど）

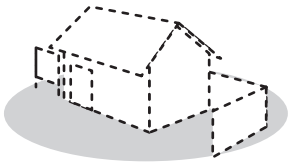

建築物や
工作物の除却

木竹の伐採
（剪定などの通常の
管理行為は除く）

土地の区画形質の変更
（駐車場の造成など）

※名古屋市に許可申請・届出が必要となる建築行為等と同じです

今後、町並み保存地区内で建築行為等を予定されている方は、できるだけ早い段階で各町内会（西町・中町・東町第一）会長または歴史まちづくり推進室にご相談いただきますよう、お願いいたします。

相談会の詳細については後日改めて歴史まちづくりニュースでお知らせする予定です。

ひとこと

重伝建の選定おめでとうございます

観光文化交流局長　渡邊 正則

重伝建の選定、誠におめでとうございます。今回の選定は、住民の皆様の長年の町並み保存の取り組みが全国的にも高く評価され、実を結んだものであると思います。

名古屋市では観光交流や文化振興をより一層推進していくため、この４月に「観光文化交流局」を新たに設置し、名古屋城をはじめとする歴史資源を活かした都市の魅力向上に力を入れて取り組んでおります。

重伝建選定を契機に「町並み」「絞り」「山車」「桶狭間古戦場」といった本物の歴史・文化が受け継がれている「有松・桶狭間地区」のさらなる魅力向上についても、地域の皆様とともに取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

伝建地区・町並み保存地区に関するご意見やご質問は、歴史まちづくり推進室にお寄せください

名古屋市 観光文化交流局 歴史まちづくり推進室　担当 ： 中山（なかやま）、栗並（くりなみ）、平岡（ひらおか）、水谷（みずたに）

TEL：052-972-2782　FAX：052-972-4128　E-mail ： a2782@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp